

四日市市告示第 351 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成28年 6月 20日

四日市市長 田 中 俊 行

- 1 移動した自転車等の台数  
別表のとおり
- 2 移動した年月日  
別表のとおり
- 3 放置されていた区域  
別表のとおり
- 4 保管場所  
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間  
移動日から起算して90日
- 6 連絡先  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係  
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成28年5月6日	赤堀新町 地内	1 台
平成28年5月6日	西村町 地内	1 台
平成28年5月10日	羽津山町 地内	1 台
平成28年5月16日	山城町 地内	2 台
平成28年5月16日	朝明町 地内	1 台
平成28年5月16日	北山町 地内	4 台
平成28年5月17日	室山町 地内	1 台
平成28年5月17日	中川原一丁目 地内	1 台
平成28年5月23日	西浦二丁目 地内	1 台
平成28年5月23日	内山町 地内	1 台
平成28年5月24日	追分二丁目 地内	1 台
平成28年5月27日	日永西五丁目 地内	1 台
平成28年5月30日	陶栄町 地内	1 台
	合 計	17 台